

措置状況報告書

【緑政課】

	監査の結果	措置状況
指摘事項	行政財産目的外使用許可事務について、使用許可を申請日以前に遡ることは適正な事務処理とは言えない。また、使用料は使用を許可し、調定することにより発生するものであるため、申請前から設置されていたといえども申請前の期間については許可及び使用料の対象外とすべきである。	対象物件は、継続案件のため年度当初の許可事務の執行となるが、対象物件のリスト化により事務の遡及処理が生じないよう前年度から事務準備を進めた。 また、許可事務の遡り処理が適正ではない旨を共有するため、職場内研修を実施し、正しい事務処理について確認した。
	納入通知書の発送の事務については、財務規則に則った通知日及び納期限に設定されたい。	職場内で、誤りやすい記載について職場内研修を実施し、納入の根拠となる許認可事務と納入通知書作成事務を一体的に処理する事務手順とすることで、財務規則に則った通知日及び納期限となるよう改善した。
	公園内占用許可事務について、申請書の古い様式は改められたい。	正しい様式の申請書を使用するよう事業者へ通知を行った。（令和2年10月27日）
	時間外勤務手当について、時間外勤務等命令票は時間外勤務等手当支給の算定基礎となるため、適正に記入し、管理監督者においては指導及び内容確認を行い、適正な事務処理に努められたい。	担当者・管理監督者に改めて職場内研修を実施し、命令者・受命者双方で確認するよう事務処理の適正化を図った。
意見・要望事項	公有財産の管理について、困難な実態は認めるが、財産管理者として財産を取得するにあたり瑕疵の有無、占用物件の有無等を調査されたい。また、既存財産についても引き続き実情の調査と現状の把握に努め適正な保全と管理を行う方策を検討されたい。	緑地等の寄付を受領する際には、占用物の有無等、現地確認を徹底した。 事業者に対して改めて占用物の存否確認するよう文書を送付した。（令和2年10月27日）

措置状況報告書

【資源循環課】

	監査の結果	措置状況
意見・要望事項	<p>生ごみ処理容器等購入費助成事業については、事業効果を考慮し、電動式の処理容器の助成についても検討されたい。</p>	<p>財政対策プログラムにより平成30年度に助成事業休止となり、平成31年度からの助成事業再開時に「逗子市生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱の一部改正」についてパブリックコメントを実施し、電動式の処理容器を助成対象外とした経緯がある。</p> <p>電動式の処理容器を助成対象外とした理由は、「一度エネルギー等をかけて生産した物の処理物である生ごみを再び資源である電気エネルギーを利用して処理することとなり、地球環境に負荷をかけること、非電動式生ごみ処理容器等の需要が高いこと」である。地球規模での脱炭素社会の実現を目指し、電気エネルギーを使うことなく自然の力で処理ができる非電動式の生ごみ処理容器等の普及を推進していきたいと考えている。</p>

措置状況報告書

【環境クリーンセンター】

	監査の結果	措置状況
指摘事項	納入通知書の発送の事務については、財務規則に則った通知日及び納期限に設定されたい。	財務規則に則った通知日及び納期限を設定している。 今後同様の誤りがないように、所属職員に財務規則内容を周知するとともに、納入通知書の発送前に再度通知日及び納期限の確認を行っている。
	業務委託契約について、正しく根拠規定を引用すること。	正しい根拠規定を引用している。 今後同様の誤りがないように、所属職員に契約時における随意契約理由書の正確な記載について周知するとともに、契約前に再度根拠規定の確認を行うようにしている。
	単一の業務において複数の業者と随意契約を結ぶ起案の形式は、結果として業務全体の把握が困難となり、かつ、その決裁区分にも問題が生じる恐れがある。したがってこの起案の問題点について検討を要する。	令和3年度より統合し、1件としてまとめた形で起案した。
意見・要望事項	焼却灰資源化業務委託契約について、資源化処理の仕方が高コストとなっている現状を再検討する余地があるものと思料する。また、委託先も、新しい業者について情報収集することによって入札が可能とならないかを十分検討されたい。	廃棄物処理委託費用として適正な金額による契約が必要である。また、リスク分散を考慮して3社に振り分けて処分している。 新規事業者については、適宜情報収集を努力している。

措置状況報告書

【都市整備課】

	監査の結果	措置状況
指 摘 事 項	<p>時間外勤務手当について、時間外勤務等命令票は時間外勤務等手当支給の算定基礎となるため、適正に記入し、管理監督者においては指導及び内容確認を行い、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>職員課に訂正を依頼し、過支給分を戻した。</p> <p>今後同様の誤りがないように、所属職員に制度内容を周知するとともに、給与変動資料の提出前に再度支給率等の確認を行い、不明な点は職員課へ確認を行うようにしている。</p>
	<p>納入通知書の発送の事務については、財務規則に則った納入期限に設定されたい。</p>	<p>財務規則に則った納入期限を設定している。今後同様の誤りがないように、事務手順書へ記載した。</p>
	<p>郵便切手受払簿の取り扱いについて、様式に定められたとおりの処理を行うとともに、切手は金券と同様に厳重に管理するよう徹底されたい。また、本来必要な切手の枚数についても再考され、適切な在庫管理に努められたい。</p>	<p>様式に定められたとおりの処理を行っている。現在切手の在庫が多いため、新たに購入はせず在庫を減らすようにしている。</p>

措置状況報告書

【下水道課】

	監査の結果	措置状況
指摘事項	<p>時間外勤務手当について、時間外勤務等命令票は時間外勤務等手当支給の算定基礎となるため、適正に記入し、管理監督者においては指導及び内容確認を行い、適正な事務処理に努められたい。また、休日勤務手当の予算がない中で休日に勤務させる場合は、その必要性を十分に検討し、やむなく命令する場合でも振替により休みを確保すべきである。</p>	<p>祝日の勤務に対し、時間外勤務等手当として率を低く支給していた。指摘後、該当者へ通知をし、差額をすみやかに支給した。 今後は、適切な事務処理を行えるよう、命令時に加え月末の集計時にも支給率等の確認を徹底することとした。</p>
	<p>単一の業務において複数の業者と随意契約を結ぶ起案の形式は、結果として業務全体の把握が困難となり、かつ、その決裁区分にも問題が生じる。したがってこの起案の問題点について検討を要する。</p>	<p>指摘を踏まえ、令和3年度契約時の起案より、一つの起案にまとめて契約を行うよう是正した。</p>
	<p>業務委託契約について、正しく根拠規定を引用すること。</p>	<p>訂正し、改めた。今後は同様の誤りがないように注意を払いながら事務処理を行うと共に、常に最新の法令等であるかの確認もあわせて心掛ける。</p>
意見・要望事項	<p>脱水汚泥処理及び運搬業務委託契約について、業務改善及び下水道事業のコストを下げる点からも新しい業者について情報収集することにより入札が可能とならないかを十分検討されたい。</p>	<p>改めて県内他自治体の情報を収集し、現時点においては他自治体より安価な契約単価で随意契約が行えていることを確認した。 また、入札の可能性については、常に産業廃棄物の排出者責任が科せられる業務性質の観点から、処分先の事前確認も行った上で、安心・安全な事業者と確実に契約する必要があるため、入札には適さない旨、令和2年9月24日開催された例月出納検査終了後、監査委員に資料を提示し説明した。</p>